

滞納処分強化中



財産調査

地方税法及び国税徴収法に基づいて金融機関、勤務先、取引先、自動車の保有状況などに対し、財産調査を行います。



財産差押

督促状を発した日から10日を経過した日までに完納せず、また連絡・相談等なく滞納を放置すると、地方税法及び国税徴収法に基づいて財産の差押えを執行します。

預金・給与・生命保険

自動車

不動産

家宅搜索